

「生活福祉資金貸付事業」及び「臨時特例つなぎ資金貸付事業」長崎県貸付条件等一覧表 平成25年3月31日改正

【生活福祉資金貸付事業】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年10.75%の延滞利子を徴収する。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯	
1 総合支援資金	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 12月以内	二人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	最終貸付 の日から 6月以内	10年以内	
	(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ● 敷金、礼金等 ● 入居に際して当初の支払を要する賃料、公益費、管理費 ● 不動産仲介手数料 ● 火災保険料 ● 入居保証料	400,000円以内				生活困窮者 * 脚注参照
	(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ● 失業等による場合に、新たに就業するための必要な支度費、技能習得費等 ● 現に居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等 ● 住宅手当を併せて申請している場合に、家具什器費等 ● 公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費 ● 過大な負債を負っている場合に、裁判所への予納金等を債務整理するために必要な経費(なお、債務整理のための借り換え資金は除く。また、債務整理のための弁護士等費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先する。)	600,000円以内				生活困窮者

* 総合支援資金の貸付対象要件

- ◎ 失業者等、日常生活全般に困難を抱えていて、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と、生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれ、次のいずれの条件にも該当する世帯であること。
 - ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
 - イ 借入申込者の本人確認が可能であること。
 - ウ 現に住居を有していること、又は「住宅手当緊急特別事業」における「住宅手当」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
 - エ 県社協及び市町村社協等関係機関から貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。
 - オ 県社協が市町村社協等関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること。
 - カ 失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず生活費を賄うことができないこと。

「生活福祉資金貸付事業」及び「臨時特例つなぎ資金貸付事業」長崎県貸付条件等一覧表 平成25年3月31日改正

【生活福祉資金貸付事業】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年10.75%の延滞利子を徴収する。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯		
2 福祉資金	(1) 福祉費	① 生業費	4,600,000円以内	連帯保証人あり 無利子	貸付の日 から 6月以内	10年以内	低所得 障害者 高齢者	
		② 技能習得費	期間6月程度			1,300,000円以内		8年以内
			期間1年程度			2,200,000円以内		10年以内
			期間2年程度			4,000,000円以内		12年以内
			期間3年以内			5,800,000円以内		15年以内
		③ 住宅整備費	原則2,500,000円以内			原則7年以内		
		④ 福祉用具購入費	1,700,000円以内			8年以内		
		⑤ 障害者自動車購入費	2,500,000円以内			8年以内		
		⑥ 療養費	期間1年以下			1,700,000円以内		8年以内
			期間1年超 1年6月以内			2,300,000円以内		8年以内
		⑦ 介護等費	期間1年以下			1,700,000円以内		8年以内
			期間1年超 1年6月以内			2,300,000円以内		8年以内
		⑧ 災害臨時費	原則1,500,000円以内			原則7年以内		
		⑨ 冠婚葬祭費	500,000円以内			3年以内		
⑩ 住居移転等費	500,000円以内	3年以内						
⑪ 技能習得等支度費	500,000円以内	3年以内						
⑫ その他日常一時必要費	500,000円以内	3年以内						
⑬ 生活復興支援資金	【一時生活支援費】	期間6月以内 月200,000円以内	連帯保証人なし 年1.5%	2年以内	20年以内	東日本大震災 により被災した 低所得者		
	【生活再建費】	800,000円以内						
	【住宅補修費】	2,500,000円以内						
3 教育支援資金	(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額35,000円以内	無利子	卒業後 6月以内	原則10年以内	低所得	
		高等専門学校 月額60,000円以内						
		短期大学 月額60,000円以内						
		大学 月額65,000円以内						
	(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000円以内					

* 福祉資金福祉費の内、上記③、⑧の貸付限度額について、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還期間は15年以内とする。

* 教育支援資金の償還期間について、同一就学者の重複貸付で、全ての貸付金の総額が2,700,000円以上の場合は、重ねて貸付ける貸付金の償還期間は15年以内とする。

「生活福祉資金貸付事業」及び「臨時特例つなぎ資金貸付事業」長崎県貸付条件等一覧表 平成25年3月31日改正

【生活福祉資金貸付事業】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年10.75%の延滞利子を徴収する。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯	
4 不動産担保型生活資金	(1) 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から連帯保証人を選任 年3% 又は 長期プライムレートのいずれか低い方	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	高齢者
	(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割(集合住宅は5割) 月額＝生活扶助費×1.5－収入充当額	年3% 又は 長期プライムレートのいずれか低い方			

【臨時特例つなぎ資金貸付事業】 (平成26年3月31日まで)

(注) 臨時特例つなぎ資金については、延滞利子は徴収しない。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人貸付利子	償還期間	対象世帯
1 臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費 (対象要件) 住居のない離職者で次のいずれにも該当する (1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること (2) 借入申込者名義の金融機関の口座を有していること	100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	公的給付金又は公的貸付金の交付を受けたときから1月以内 却下されたときは、却下のときから1月以内 これによりがたい場合には、1年の期間内で月賦償還 (据置期間) なし	住居のない離職者

* 対象となる公的給付 * () = 制度・事業名、窓口

① 失業等給付(雇用保険制度、公共職業安定所)

② 訓練・生活支援給付金(緊急人材育成支援事業/H21年7月施行、公共職業安定所)

③ 生活保護費(生活保護制度、福祉事務所)

④ 住宅手当(住宅手当緊急特別措置事業/H21年10月施行、福祉事務所を設置する地方自治体) など

* 対象となる公的貸付 * () = 制度・事業名、窓口

・ 総合支援資金(生活福祉資金貸付制度、社会福祉協議会)